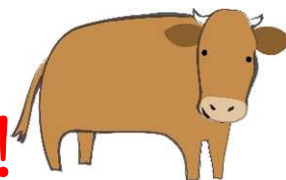


令和6年4月1日から

BSE 検査対象が変わります！

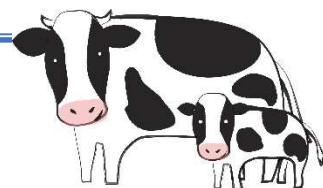


BSE の発生が世界的に大きく減少する中、令和 5 年 5 月、国際獣疫事務局（WOAH）の国際基準が見直されました。それを受け、国内でも令和 6 年度から BSE の検査対象が変わることになりました。

変更のポイント



- 96 か月齢以上の全頭検査は廃止
- 月齢に関係なく「特定症状牛」及び「起立不能牛」が対象



これまでは、死亡牛のうち「特定症状牛」^(注1)、「48 か月齢以上の起立不能牛」及び「96 か月齢以上の全頭」について検査が実施されていましたが、令和6年度からは、月齢の規定が全て撤廃され、検査対象は「特定症状牛」及び「起立不能牛」^(注2)となります。また、併せて **BSE 検査手数料も見直された**のでご了知ください（**変更前:7,400 円→変更後：18,000 円 ★全額補助対象です**）。なお、死亡牛の焼却処理手数料に変更はありません。

(注1) 特定症状牛とは、死亡前に BSE が疑われる症状（興奮しやすいなど）があった牛です。

(注2) 起立不能牛とは、死亡前に起立不能や歩行困難があった牛です。ただし、獣医師が科学的に認められた手段により、その原因が BSE 以外の疾患であると確定診断したものを除きます。

<令和5年3月31日まで>

	0 か月齢	48 か月齢	96 か月齢
通常の死亡牛			
起立不能牛			検査対象
特定症状牛			

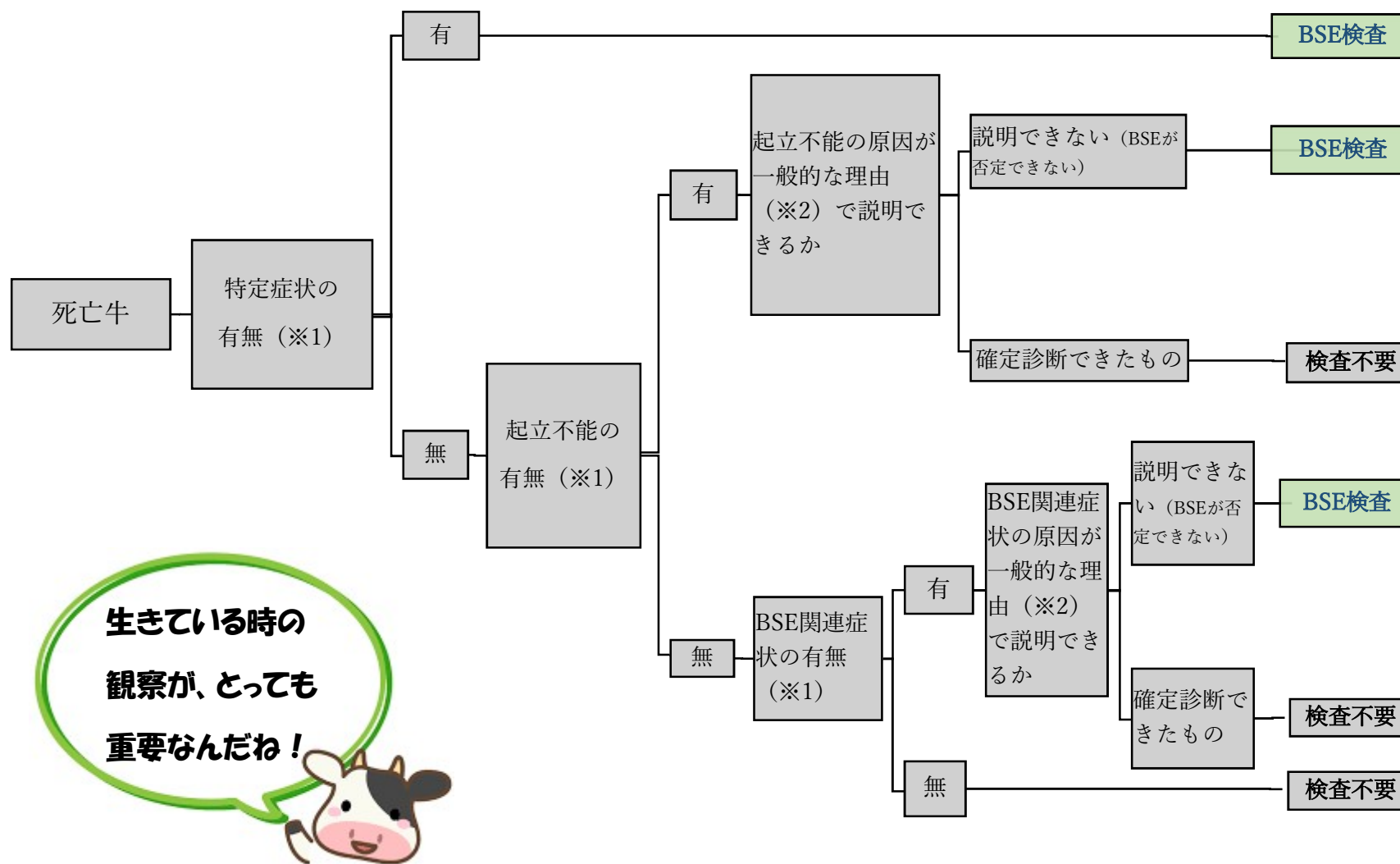
<令和6年4月1日から>

	0 か月齢	48 か月齢	96 か月齢
通常の死亡牛			
起立不能牛			検査対象
特定症状牛			

【お問合せ先】

南部家畜保健衛生所 〒920-3101 金沢市才田町戊324-2 ☎ 076-257-1262

死亡牛に係る BSE 検査フロー



生きている時の
観察が、とっても
重要なんだね！



(※1) 死亡牛の生前の症状の有無を判断する際には、所有者からの稟告や生前の診断書をもとに判断する。
 (※2) 一般的な理由とは、起立不能や神経症状の原因となる感染症、代謝性、外傷性、腫瘍性又は毒性の原因を指す。